

### 第3章 沼津市男女共同参画推進委員会

この章では、男女共同参画の推進体制として、第16条（設置）から第21条（委員長及び副委員長）までを規定しています。

#### （設置）

第16条 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進施策を円滑に推進するため、沼津市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、設置する附属機関です。

#### （所掌事務）

第17条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第11条第2項の規定による意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

委員会の所掌事務として、市長の諮問に応じた答申や男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議するほか、必要な場合は市長に対して意見を述べます。

#### （組織）

第18条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 市民団体の代表者

3 委員は、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないよう選任するものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

男女共同参画の推進は、市民、事業者及び市民団体と協働で取り組むことから、委員はそれぞれの代表で組織されるように決めました。

#### 【用語の解説】

##### ①委員15人以内

「沼津市男女共生プラン推進委員会設置要綱」に規定している委員数と同様としました。

##### ②男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないよう選任するものとする。

委員における男女の割合は、意見が一方の性に偏らないよう、男女共同参画社会基本法第25条第3項と同様の規定としています。

### (委員長及び副委員長)

第 19 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員長及び副委員長の選任方法や服務等について定めています。

### (会議)

第 20 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

委員会の会議の招集や議長等について定めています。

### (委任)

第 21 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

委員会の運営に関する委任規定を設けています。